

熱回収施設設置者認定制度に係る廃棄物処理法の関係条文及び政省令において定める予定の事項について

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例）

- 第 9 条の 2 の 4 第 8 条第 1 項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収（廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
 - 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 第 1 項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う一般廃棄物の処分については、第 7 条第 13 項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第 19 条の 3 第 1 号及び第 19 条の 4 第 1 項中「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分（第 9 条の 2 の 4 第 1 項の認定に係る熱回収施設における一般廃棄物の処分にあつては、同条第 3 項に規定する基準に適合しない一般廃棄物の処分）」とする。
- 4 第 8 条の 2 の 2 の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。
- 5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第 1 項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第 1 項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例）

- 第 15 条の 3 の 3 第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
 - 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経

過によつて、その効力を失う。

- 3 第1項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、第12条第1項、第12条の2第1項、第14条第12項及び第14条の4第12項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第19条の3第2号及び第19条の5第1項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（第15条の3の3第1項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつては、同条第3項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分）」とする。
- 4 第15条の2の2の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。
- 5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第1項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

②今後政省令において定める予定の事項（現在パブリックコメントを実施中 （10/7～11/8））

- (1) 認定の手続（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の認定を受けようとする廃棄物処理施設設置者は、熱回収を行う廃棄物の種類、方法、熱回収率等を記載した申請書及び事業計画の概要書類、過去1年間の熱回収の実績に関する資料、法第8条第1項又は第15条第1項の許可証等の添付書類を提出しなければならない。

- (2) 認定に係る施設の技術基準（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項第1号及び第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、以下のとおりとする。

- ① 熱回収に必要な設備が設けられていること。
- ② 熱回収によって得られる熱量を連続的に測定し、かつ記録するための装置（発電にあつては電力計、熱利用にあつては圧力計、温度計及び流量計）が設けられていること。
- ③ 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること等、現行規則第4条又は第12条及び第12条の2に規定する廃棄物処理施設の技術上の基準に適合するものであること。

- (3) 認定に係る者の能力基準（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）
法第9条の2の4第1項第2号及び第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める

基準は、当該申請に係る熱回収施設において、10%以上の熱回収率で熱回収を行うことを内容とする事業計画を有し、かつ当該計画を的確かつ継続的に実施するに足る能力を有するものであることとする。

※ ただし、投入熱量全体の30%を超える範囲で外部燃料を利用する者を除く。

(4) 認定更新期間（法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項関係）

法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項の環境省令で定める期間は、5年とする。

(5) 認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準

認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準のうち、保管する産業廃棄物の数量に係る部分については、当該数量が、当該熱回収施設の一日当たりの処理能力の21日分を超えないようにすることとし、その余については通常の廃棄物処理基準と同様とする。

(6) 変更認定等（法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項関係）

法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 認定熱回収施設設置者は、熱回収に必要な設備を変更しようとするときは、都道府県知事の変更の認定を受けなければならないこととする。ただし、一定の軽微な変更については、都道府県知事に届け出れば足りることとする。
- ② 都道府県知事は、認定をしたとき、又は変更の認定をしたときは、認定証を交付しなければならないこととする。
- ③ 認定熱回収施設設置者は、熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。当該熱回収施設において熱回収を行わなくなったときも同様とする。

(7) 報告書の提出（法第9条の2の4及び第15条の3の3関係）

認定熱回収施設設置者は、毎年度、熱回収に係る実績報告書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。